

サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援1)	◎	100円/月	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援2)	◎	198円/月	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、加算されます。
栄養アセスメント加算		56円/月	他職種共同で栄養アセスメントを実施、家族に対して説明し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって、適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合にに加算されます。
栄養改善加算		225円/月	利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、月に1回を限度として加算されます。
退院時共同指導加算		674円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		23円/回	口腔の健康栄養状態についての情報を担当の介護支援専門員に提供した場合、6月に1回を限度として加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		6円/回	
口腔機能向上加算Ⅰ		169円/回	口腔機能向上の為の指導が行われた場合、月2回を限度として加算されます。
口腔機能向上加算Ⅱ		180円/回	
科学的介護推進体制加算	◎	45円/月	心身の状態、疾病の状況等に応じた計画に基づくケアを行った場合に加算されます。
一体的サービス提供加算		539円/月	栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を月に2回以上行った場合に加算されます。

◎の項目は、基本的に算定します。その他加算項目は該当する場合に算定します。

